と)ではじの《少額投資非課税制度》(今)

NISA(少額投資非課税制度)とは?

年間120万円までの株式投資信託、上場株式等の投資から発生した 譲渡所得・配当所得が5年間 最大600万円まで非課税となる制度です。

※「NISA(ニーサ)」は少額投資非課税制度の愛称です。 ※2015年までは年間100万円までです。2016年以降は年間120万円までが非課税になる投資枠です。 ※当行では税法上の株式投資信託のみ取り扱っています。詳しくは店頭にて対象商品をご確認ください。

NISAのつのポイント

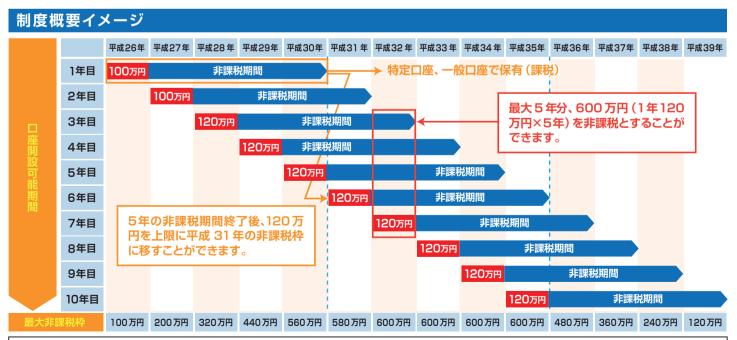
POINT 1 株式投資信託の値上り益・普通分配金が非課税

POINT 2 平成28年から平成35年まで、非課税投資枠は毎年上限120万円

POINT 4 それぞれ投資を始めた年から最長5年間の非課税期間

POINT 1 対象は日本に住む満20歳以上の方

POINT (i) 非課税口座の開設は 1人1口座



●各年120万円の非課税枠は、その年にしか使うことができません。●途中売却は可能ですが、売却した分の枠を再利用することはできません。●非課税口座内では、他の口座との損益通算はできません。●すでにNISA口座内で買付をしている年分については、同年中の金融機関変更・再開設はすることができません。●勘定期間ごとに金融機関を選択し、その期間内に金融機関を変更しない場合には新たな手続きは不要。



NISA口座開設の流れと申込方法

NISA (少額投資非課税制度) 口座を開設できるのは、1人1口座だけです。そのため、口座が重複しないように申し込みを受けた金融機関は、他社で口座が開設されていないことを所轄税務署に確認をする必要があります。そのため、口座開設には4つのステップがあります。



非課税口座開設に必要な書類

- ●非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書(北都銀行でご用意します)
- ●住民票(平成25年1月1日時点の住所が記載されたもの)
- ●マイナンバー確認書類等

金融機関変更時のお手続き

●他の金融機関のNISA口座に非課税管理勘定(各年の非課税枠)を設ける場合

変更前金融機関への「変更届出書」の提出、変更先金融機関への「口座開設届出書」および「廃止通知書」の提出は、変更を希望する年の前年10月1日~当年9月30日までに行う必要があります。



特にご確認いただきたいこと

- ♠ 非課税口座の開設は、1人1口座となります(複数の金融機関で口座開設することはできません)。
- 一定の手続きの下で、年単位で非課税口座を開設する金融機関の変更が可能です。 ただし、変更しようとする年分の非課税口座での買付があった場合は、その年分の非課税口座については変更できません。
- **《** NISA口座には非課税投資枠(年間120万円まで)が設定されており、売却した場合、非課税投資枠の再利用はできず、 非課税投資枠の残額を翌年以降へ繰り越すこともできません。
- 🚺 NISA口座と他の口座の損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 現在、NISA口座以外で保有している投資信託等をNISA口座へ移管することはできません。
- ⑥当行では、NISA口座で購入できる金融商品のうち、公募株式投資信託のみ取り扱います。

投資信託ご購入にあたってのご確認事項

【投資信託のリスク】

◎投資信託はその信託財産に組入られた株式、債券、REITなどの価格変動、金利変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などを原因として、基準価額が下落する事により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。◎投資信託は商品ごとにリスクは異なりますので、商品ごとの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を十分お読みください。

【投資信託取引に係る諸費用】

◎投資信託の主な手数料は以下のとおりです。これらの手数料等の合計額については、お客さまが商品を保有される期間等に応じて異なりますので表示することができません。各商品の手数料等の詳細につきましては、商品ごとの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」でご確認ください。(1)購入時:お申し込み手数料[基準価額に対し最大3.78%(税込)]がかかります。また、一部の商品は申込時に別途、信託財産留保額がかかります。投資する債券に課される税率の変動等により、変動する場合があるため、事前に料率・計算方法を示すことができません。(2)連用期間中:信託報酬【信託財産の純資産総額に対し最大年率2.16%(税込)】が日々の信託財産から差し引かれるほか、監査報酬、組入有価証券の売買委託手数料・保管費用等の諸費用(運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限等を表示することができません)が差し引かれます。(3)換金時:信託財産留保額【換金時の基準価額に対し最大0.5%】がかかる商品があります。

【その他の重要事項】

◎投資信託は預金ではありません。○上がって元本の保証はされておりません。○投資信託は預金保険の対象ではありません。○当行でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。○当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社、信託財産の管理は信託銀行が行います。○投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。

NISA(少額投資非課税制度)に関するお問い合わせは、北都銀行窓口へ